

【保存用】相続手続きチェックリスト

直ちに行う手続

☑	手続の種類	期限	手続窓口	備考
	死亡届、火葬許可申請	7日以内	本籍地、死亡地、届出人の住所地の市区町村役場	
	世帯主変更届	14日以内	住所地の市区町村役場	世帯主が亡くなった場合
	健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の返却	14日以内	住所地の市区町村役場 または事業主など	
	介護保険資格喪失届	14日以内	住所地の市区町村役場	介護保険被保険者証を持っている方が亡くなった場合
	年金受給者死亡届	厚生年金10日以内 国民年金14日以内	最寄りの年金事務所、年金相談センター	年金受給者が亡くなった場合
	未支給年金の請求	5年で時効	最寄りの年金事務所、年金相談センター	未支給の年金がある場合 年金受給者死亡届と同時に 行うとスムーズ

少し落ち着いてから早めに行う手続

☑	手続の種類	期限	手続窓口	備考
	電気・ガス・水道の名義変更・解約	すみやかに	各事業者	
	NHKの名義変更・解約	すみやかに	NHK	
	固定電話・携帯電話・インターネット変更・解約	すみやかに	各事業者	
	クレジットカード解約	すみやかに	クレジットカード会社	

落ち着いてから行う期限のある手続

☑	手続の種類	期限	手続窓口	備考
	遺族基礎年金・遺族厚生年金の請求	5年で時効	遺族基礎年金のみ→市区町村役場 遺族厚生年金がある→年金事務所	
	寡婦年金の請求	5年で時効	市区町村役場、年金事務所、年金相談センター	国民年金のみに加入している人が亡くなり受給要件を満たしているとき
	死亡一時金の請求	2年で時効		
	葬祭費の申請	2年で時効	市区町村役場	国民健康保険に加入していたとき
	埋葬料の申請	2年で時効	健康保険組合、協会けんぽ	健康保険組合などに加入していたとき
	高額療養費の請求	2年で時効	市区町村役場（国保） 健康保険組合、協会けんぽ（会社員）	

遺産相続・その他の手続

☑	手続の種類	期限	手続窓口	備考
	不動産の相続登記	3年以内になる予定	法務局	司法書士に依頼可
	預貯金の相続手続		各金融機関	司法書士に依頼可
	上場株式の相続手続		各証券会社	司法書士に依頼可
	生命保険金（死亡保険金）の受取	3年で時効	各保険会社	司法書士がサポート可
	遺言書の検索・照会		公証役場・法務局	司法書士に依頼可
	遺言書の検認		家庭裁判所	司法書士に依頼可（書類作成）
	相続放棄・限定承認	3ヵ月以内	家庭裁判所	司法書士に依頼可（書類作成）
	法定相続情報証明		法務局	司法書士に依頼可
	相続手続用の戸籍収集		市区町村役場	司法書士に依頼可
	後見申立、特別代理人申立		家庭裁判所	司法書士に依頼可（書類作成）
	所得税の準確定申告	4ヵ月以内	税務署	税理士に依頼可（ご希望があれば 税理士を紹介いたします）
	相続税の申告・納税	10ヵ月以内	税務署	

司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063 埼玉県東松山市元宿2-26-18 2階

電話 0493-31-2010

初回面談相談は無料です。お電話にてご予約ください。



<https://souzoku-shiba.com/>



YouTube で相続解説